

# 11. ハンセン病と差別

## ▶ 差別の実態は？

「無らい県運動」では、地域住民が患者の発見、通報の役割を担いました。その結果、「ハンセン病は恐ろしい伝染病で、その患者は地域社会に危険をもたらす存在である」という認識を植え付けました。

戦後、プロミンをはじめとする有効な治療薬が普及していったことで、患者の多くが治癒するようになりました。しかし、1953(昭和28)年に強制隔離、外出禁止などを規定した「らい予防法」が施行されると、療養所を自主的に退所する人も中にはいましたが、療養所を退所した人への医療や生活の支援がなかったことに加え、ハンセン病患者・回復者に対する差別もあり、やむなく療養所に戻る人も少なくありませんでした。

厳しい差別を受けたのは、患者本人だけではなくありません。官民一体となった患者の強制隔離や見せしめのような住居の消毒などにより、患者の家族への差別意識も生まれました。家族は近所づきあいから疎外され、通学や結婚、就職を拒まれたり、引っ越しを余儀なくされたりすることもありました。学校でのいじめや就職の際に身元が調べられることも多くありました。

## ▶ 人間回復への流れ

1953(昭和28)年	「 <sup>らい</sup> 癩予防法」を改正し、「らい予防法」公布
1996(平成8)年	「らい予防法の廃止に関する法律」施行(「らい予防法」廃止)
1998(平成10)年	熊本地裁に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟を提起
2001(平成13)年	「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で熊本地裁は原告勝訴の判決
2002(平成14)年	全国50の新聞紙上に厚生労働大臣名で謝罪広告掲載 国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業開始
2019(令和元)年	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行

強制隔離の経験は、回復者やその家族に深い心の傷を残しています。根強く残る差別や偏見に不安を感じ、やむなく療養所へ再入所する人もいます。家族に迷惑がかかることを心配して本名や戸籍を捨て、故郷では死亡したことになっている人や亡くなってからも実家の墓に入れられない人もいます。